

明治初期における「株式」会社発生過程

白 坂 亨

問題の所在

- I 結論を先にいえば 一「商社」の滅亡、「会社」の繁栄一
- II 株仲間と株式会社 一「株式」の実態一
 - i 「株式」についての先行研究
 - ii 維新前の株仲間、維新後の市中商社
 - iii 翻訳の筋 一福地源一郎『會社辨』まで一
- おわりに 一通商會社・為替會社の失敗から「株式」会社へ一

問題の所在

本稿は、幕末から1873（明治6）年の第一国立銀行設立に至るまでの10年足らずの期間において、海外からの「会社」という概念の導入から、それまでの商人組織が維新による新体制の下、経済体制確立のためになされた諸政策が施され、いかに変容し、そのなかで「株式」という用語がいかに組成され、実質的な株式会社設立にいたったか、そしてそれまでの紆余曲折をつぶさに確認することで、日本における株式会社の発生過程を明らかにすることを目的とする。

というのも、この、いわば明治ゼロ年代における経済の実態は、体制の混乱期にあたるため、これまで必ずしも十分に検討されたといえるものではなかった。近代日本についての経済学、経営学、法学の各領域における研究も、メインは明治十年代以降からはじまるものが圧倒的に多く、たとえば、「会社」、「商社」という最も基本的な用語についてのまとまった研究も、ごく近年まで、十分に目が向けられていたとはいえない状況にあった。

「会社」、「商社」、「社員」という用語について、まとまった研究を初めて手がけた馬場宏二氏によれば⁽¹⁾、「商社」はオランダ語の Handelmatshappij の訳語であり、1860（万延元）年12月、当時長崎奉行であった岡部長常による、営利企業の設立の提言における使用が初めてであり、以降、小栗上野介忠順による兵庫商社設立の建議書「兵庫御開港に付商社取建方并御用途金見込之儀申上候書付」の例に見る如く公用語となったとされる。

また「会社」については、その起源を福澤諭吉の『西洋事情』（1866（慶応2）年）における「商人会社」に求めることが一般的である⁽²⁾が、馬場氏によれば、この「会社」は和製漢語としてみるべきで、「会社」の初見は青地林宗の『輿地誌略』になるものの、学会、学芸集団という語義として「会社」がでてくるのは杉田玄瑞の『地学正宗』における使用が初めてであることが明らかとなり、それまでのいわば通説が否定されるにいたった。

しかるに、馬場氏は「明治政府が、何故、また、如何にして「会社」なる語の一方的普及を一貫

して推し進め、せっかく成立した、そして共同出資の営利企業を指すのには明らかにヨリ適切な語である「商社」を一貫して排斥したのか⁽³⁾」という問題を残る課題として提起している。

本論においては、まず、この問題から明らかにしていきたい。しかる後、「株式」という用語について、その組成を探る。これにより「株式」「会社」が完成するというわけである。さらに、実体として初めて株式会社の要件をすべて整えたとされる第一国立銀行の設立直前までの状況を「株式」を翻訳の筋より観察する。

I 結論を先にいえば　－「商社」の滅亡、「会社」の繁栄－

実は馬場氏による上述の課題については、既に高村直助氏が言及している⁽⁴⁾。高村氏は「会社」が使われるきっかけを「地方官の権限を定めた明治四（一八七一）年一一月の県治条例であったのかもしれない⁽⁵⁾」とする。しかし、この意見には少々疑問を感じざるをえない。

理由の一つは、そもそも高村氏が確信をもった言い方をしていないということ⁽⁶⁾、そして、もう一つの理由は、この条例においては営利企業の呼称としての用語を「会社」としているわけであるが、かといって「商社」という用語を否定しているものではないということにある。

では、「商社」という用語が使われなくなった直接の契機は何か、という問題の答えは何かといえば、宮本又次氏が言及する「商社解放令⁽⁷⁾」であると考えられる。

この商社解放令は、1871（明治4）年9月5日に、京都府が告諭を発するという形をとり、その内容は以下の如くである。

「商業之儀ハ世上之ために諸物を融通せしめ、諸人之便利をなし土地之豊饒を量るべき事肝要にして、所謂商社は衆力を合せ、其職業を盛大にし、海外諸國と有無を交易シ、利權を他方ニ奪ハれざる為なるに、不開文盲の商民動もすれハ其理を不解、私慾ニ迷ひ一己の利得を斗らんため他人の己と同業を開拓を妨げ、社中結合して物價を騰貴せしむる類不少、其弊押して府下の疲弊といたし、諸人の苦しみと成れり、試に考よ當春來は米価下落昨年騰貴の比にあらず、食料の最たる米の価如此なれハ、諸物の価隨而下落すべきハ當然なり、已に東京其外にては商人ども自ラ商物の減価を願ひ出たるものも不少趣なり、然るに當府下区々の商社却而融通の道を塞ぎ、諸人の妨けを成すの弊あるハ以ての外の事ニ付、先日用に専要なる物品の商社左之通解放、頭取肝煎等之名目都而廢止せり、銘々此旨を転し左之商業ハ勝手次第二相開き、廉価手廣に商売可相励事

但、商業を改め或は新たに始るもの等は可届出事

一 米并春米商社之類	一 豆腐商社之類	一 造酢商社
一 炭薪樵木商社之類	一 荒物商社	一 挽粉商社之類
一 魚鳥商社之類	一 油并絞油商社之類	一 漬物商社之類
一 鹽魚干商社之類	一 蠟燭商社	
一 海產荒和布問屋商社之類	一 鹽商社	

ア

右之趣山城国中江無渉相達るもの也

辛未九月

京都府⁽⁸⁾

詳しくは後述するが、この告諭により商社は激減したと宮本氏は指摘する。そして、この告諭が

引き金となって、「商社」は衰退する。積極的な意味での馬場氏の疑問の答えとしてはむしろこちらのほうが妥当であると考えられる。

しかし、用語としての「商社」は、当時存在した商社がもたらす社会的な弊害により、廃止を余儀なくされるとともに「商社」は滅び、「会社」が幅を利かせるようになったわけである。

ただ、ここで触れておかねばならぬことは、上述の文にある商社は、いわゆる市中商社であるということである。では、市中商社とはいがなるものか。何故そのような商社が存在したのか、その形成の経緯と実態はいかなるものだったのか。

このことは、実は本論文のもう一つのテーマの一つである「株式」という用語の成立にもかかわることであるため、以降、この経緯を、幕末にもう一度立ち返って詳しく見ていく。

II 株仲間と株式会社 – 「株式」の実態 –

i 「株式」についての先行研究

ここではまず「株式」の語源についての言及からさらってみる。

実は「株式」自体の用語の組成については、意外なことに明確な言及がない。「会社」と同様、あまりに一般的に使われていること、あえて加えれば、江戸時代に存在した株仲間の株が類似する音韻を持っていたために、研究者に厳密な検証の必要性を感じさせなかつたのかもしれない。

そもそも、株式会社の概念が導入された当時、概念としての株式会社が、当初より「株式会社」であったかというと、そうでもなく、1869（明治二）年の神田孝平訳『泰西商会法則』においては株式会社を業名会社として紹介している^[9]。また、わが国で最初の株式会社の要件を満たした会社であるとされる第一国立銀行は株式会社を名乗らなかった。

小林和子氏によれば、「株式」という言葉について、「株仲間という制度」に近い意味でもともとあった^[10]」とし、「明治の政府も学者も「株仲間という方式」の意味で「株式」を使った^[11]」ものの、株仲間制度を当時の政府が廃止したことにより、「株式」に対して、株仲間からの連続性には懐疑的である。また、「会社の株券の意味で、「株式」が用いられた初めての例^[12]」として福地源一郎訳による『会社辨』を挙げるが、それでは「株式」はどこから出てきたのかという問題の結論は出ていない。

また、岩井克人氏は「株式」の生成について、以下のように述べている。

「ところで、「株式」という言葉は、古くからの日本語です。「株」という言葉は、江戸時代において経済用語として使われていました。また、かつては「式」という言葉は「職」という言葉と同じ意味で用いられており、その「職」という言葉も長らく「しき」と発音されていました。

この「「職」という言葉は、もともとは律令体制のなかの役所の名前で、……（中略）……。ところが、平安時代に入ると、「職の体系」といって、特定の氏、後の世になると、特定の家が、役所の職務を世襲的に請け負って運営していく体制が成立します。……（中略）……。そうなると、本来は役所の名前であったそれぞれの「職」が、それを継承する氏や家の「持ち分」と見なされるようになります。……（中略）……。

他方「株」とはもともとは木の根っこのことです。……（中略）……。「職」の世襲が固定化し、

親が死んでもそのまま子に継承されていくようになると、ここの人間の生死を越えて永続的に継承されていく「職」が、まさに木の幹が切られても残り続ける「株」と同一視されるようになったといわれています。そして、「職」がそれ自体がある種のモノであるかのように、ひとびとのあいだで売り買いされるようになると、「株職」、すなわち「株式」という概念が確立するようになったのです。……（中略）……。

このように、株式とは、地位や身分といった社会的な特権、営業許可や製法機密といった経済上の特権を継承していく権利それ自体を一種のモノと見なしたもので、日本では古くからあった概念でした。^[13]」

つまり、元来、日本には「株式」という用語が存在し、そのまま、株式会社制度の導入と同時に用いられたというのである。この「式」が「職」に通じるという見方は宮本又次氏にも同様の言及がある^[14]。しかし、江戸時代における株仲間の「株」と株式会社の「株式」の連続・非連続性の検討はなされていない。

そこで、維新による株仲間の断絶と連続を「株式」を中心に検討してみる。

ii 維新前の株仲間、維新後の市中商社

まず、江戸期の株仲間をめぐる環境の変遷について簡単に確認する^[15]。

株仲間自体は「株を有するものが相寄集まつて結成する集團^[16]」で、享保年間に改革政策の一環として行われた物価抑制の手段として、同業者による仲間に株という営業特権を与えることで形成された。そして、いわゆる田沼時代には株仲間の結成促進政策がとられたこともあって、その数を急増させた。が、天保年間（1841（天保十二）年）にいわゆる株仲間停止令が施行される。しかし、この政策はかえって経済混乱をまねくこととなり、1851（嘉永四）年には、いわゆる問屋再興令ができるにいたる。

ここで、「株」と「株式」の用語法についての差異は認められないが、前出の宮本氏によれば、「株式が定められたのは文化十年（1813年—著者）『株式相渡候節之申渡に菱垣廻船積仲間千九百九十五人に株式相極、向後新規加入は難相成、萬一身上相仕舞候もの有之節は、仲間内より株式預り置、相應之者を組内に而見立讓受相願候様可致』とあるが最初である^[17]」とされている。

しかし、管見の限りでは、維新前の株仲間に關して、「株式」が出現するのは、1790（寛政二）年の「江戸廻米納宿株式取放^[18]」という文書である。宮本氏の言及よりも20年近くさかのぼることが可能となった。

もっとも「株式」に比べて「株」で出てくる数の方が圧倒的に多い^[19]のは当然のことではあるが、だからといって無視できるほどの稀な使用法とはいえない。

次に、明治維新以降、この株仲間に對する政策はいかなるものとなったかを大阪にて發せられた布令^[20]を中心にしながら、「株式」がいったいいつから出現し、「株」との使い分けがいかなるものだったのかを辿っていこう。

まず、1867（明治元（慶應四））年1月10日、市民慰撫令とともに市民諸事心得方が發令される。そこでは、「一 制度・法令等、一切先是迄之通相定候事^[21]」とされ、同年2月3日には「今般大阪人民為撫育^[22]」に大阪裁判所が設置された。その大阪裁判所より、同年3月2日、「諸商賣仲間

組合ノ存讀」が宣言される。これは「市中諸商賣仲間組合有之候分、先是迄之通被成置候間、一商限株牒取調、紙面早々可差出者也²³」というもので、株仲間の存在を認める代わりに株牒を提出させ、管理を強化した。

京都における動向については、大阪に先駆けて1867（慶応三）年12月に「諸商賣株式等之規則是迄之通可相心得事²⁴」、翌1868（慶応4）年3月8日、「諸職人諸商人之株式又者問屋仲間組合等之儀、是迄官武役所ら免許状印札等相請居候向并印札無之仲ヶ間之分共、委細ニ書出し可申事²⁵」、同年3月9日に「諸職人諸商人株式等之義、其仲ヶ間年寄年番行司共ニ而取調書し出可申事²⁶」とやつぎばやに御触れが布達されているが、この中では「株式」が使われている。特に京都の3月9日の達しは大阪における3月2日の達しを受けたものであると考えられるが、「株」も「株式」も同様の意味で使われていることが明らかである。

同年4月18日には「今般御一新之折柄ニ付、諸株之儀、其品ニ寄、弊害之御吟味可有之筈ニ候へ共、先舊來之通被建置候間、其為却而不正之商賣いたし、或ハ不筋之利潤をしめ候類之儀無之様、精々可相心得候、此旨市中不洩様可相觸事²⁷」として再び、株仲間の存置が宣言される。いわゆる諸株存置である。

同年閏4月25日には商法司が、京都に設立され、大阪には支所がおかれた。5月には金札の流通を図るべく、その下部組織に商法會所が設置された。前後して出された「商法大意」においては、

- 「今度商法會所御建設相成ニ付テハ諸問屋株ノ向ハ勿論總テ賣買手廣ニサセラレ度候條可心得事
- 一 賣買段取極仲間定法ト唱候類取調ノ上御聞届不相成候得共職業出精定法ヨリ下直ニ賣買イタシ候儀ハ可為勝手事
- 一 諸商賣ニ付其品為引當元手金拜借被仰付候尤限月利足相定メ候事
 - 但商賣元手ニ相用候外猥リニ雜費等ニ遣ヒ込候儀ハ被禁其役々ヨリ急度取調候事
- 一 諸仲間ヨリ二人ツヽ人選イタシ肝煎ト唱ヘ名前サシ出可申事尤模様ニ寄是ヨリ被仰付候儀モ可有之事
- 一 諸株仲間取調ノ上人増減勝手タルヘキ事
- 一 是迄仕來候冥加金上納等ノ儀ハ御廢シ相成候取調ノ上税法御定可被仰出候事²⁸」

が決められた。これにより、旧来の株仲間と比較すると、肝煎をおくこと、上納金の廃止、そして何より、その閉鎖性を維持してきた仲間の人数制限の撤廃などの点で、株仲間は大きく変質することとなつた。

同年6月9日には「今度商法會所御取立相成候ニ付而ハ、諸問屋株並仲間組合名前帳差出有之候分ハ勿論、其餘諸商賣いたし居候者株札等御改替相成候ニ付、来る十五日迄之内、舊來仲間人別帳差出シ申候²⁹」と重ねて人別帳の提出させた。自由してやるから名簿を出せというのである。しかも、同年7月9日、「今般商法會所御取開ニ付而ハ、是迄諸商賣へ下ゲ渡相成有之候株札、並仲間限取拵有之候株札とも以來廢止、右之外取締之ため、名前帳差出置候仲間之向も、此度新規株札御下ゲ渡被下候、且下方ニ而仲間與唱罷在候分、其外諸商賣向等も、為御取締、同様株札御下渡被下候間、早々業體可申出候、萬一株洩候分ハ、追々商業筋ニ付如何様之義願出候とも、御取揚無之候間、心得違無之様、御趣意之趣可相守候事³⁰」なる達しが出たことで、新規の株札が交付される。

ここにおいて申告があれば株札が下付されることとなり、閉鎖的営業特権は制度上消失した。

とはいひ、維新後の急な改変に実態が伴わず、また当事者である商人に、都合の悪い改変には躊躇の動きもあり、9月3日には「諸商賣仲間へ新ニ加入之節、振舞料或ハ加入料等之唱を以、不相當之金錢為差出候もの有之、加入人共難澁之趣相聞、不埒之事ニ候、依之、已來右加入者ハ、當裁判所へ申出候ハヽ、其筋取調之上加入可申渡候³¹」として仲間に加入の際の経済的負担を撤廃するよう通達もあった。ことがそう簡単に政府の思惑通りには動かなかったのである。

さらに、1969（明治二）年に入ると、対外政策の一環で2月24日、通商司が各開港地に設置される。この役所は当初、外国官に所属していたが、その後1971（明治四）年に廃止されるまでに、會計官、大蔵省、民部省、そして最後は大蔵省に転属するという、あわただしい運命をたどることになった。が、当初「貿易事務一切管轄可致旨被仰出候事³²」と貿易にのみ制限された職域は、「商法司ハ主トシテ内國商業ノ管理ヲ為シ収税ノ事ヲ管掌シタルカ會計ノ組織漸ク整頓ノ緒ニ就クニ從ヒ之ヲ廢止シ其事務ハ租税司ト出納司トニ合併セリ然レトモ本司ノ精神ヲ繼承シタルモノハ實ニ通商司ナリトス³³」とされ、その職域は急拡大した。つまり、同年6月24日の太政官令達によれば、

「 通商司

今般會計官中通商司ヲ置キ追々商律ヲ可被為立タメ左ノ條件御委任候事

- 一 物價平均流通ヲ計ルノ權
- 一 兩替屋ヲ建ルノ權
- 一 金銀貨幣ノ流通ヲ計リ相場ヲ制スルノ權
- 一 開港地貿易輸出入ヲ計リ諸物品賣買ヲ指揮スルノ權
- 一 回漕ヲ司ルノ權
- 一 諸商職株ヲ進退改正スルノ權
- 一 諸商社ヲ建ルノ權
- 一 商税ヲ監督スルノ權
- 一 諸請負ノ法ヲ建ルノ權

右之件々御委任候間三都府始メ諸開港場へ出張地方官へ談合ノ上施行可致事³⁴」

とその職務の領域 は多岐にわたるものとなり、かつ重要性を増すにいたった。

この中で「諸商職株ヲ進退改正スルノ權」および「商税ヲ監督スルノ權」は最も重要な任務となり、すぐさま、通商會社および為替會社が東京、大阪をはじめとして各地に設立された。通商會社の業務は外国貿易・国内商業・海運の発展、金融仲介、そして市中商社の管轄であり、為替會社は資金の調達、貸出をその主たる業務とした。

宮本氏によれば、「大阪通商會社は通商司が勧説して成立せしめたる諸種の商社を總轄したが、この商社は外国貿易商社・市中商社・諸國諸税品売捌商社・諸國產物商社の四つに類別せられる³⁵」とする。そのうち外国貿易商社は、同年9月4日、「今般貿易商社御取建相成候ニ付、諸商職株仲間組合等、都而進退通商司之指揮ヲ受可申、右ニ付、組々より重立候もの、中之嶋同司江罷出可申事³⁶」とされ、結果、諸商職株仲間は通商司の下に組み込まれることとなった。

また、市中商社は、元々株仲間に所属していたもので設立されたもの、外部の者が設立したもの、株仲間と外部のものによって設立したものと、結合組成には多様性が認められる。宮本氏はこの結びつきを株仲間とは一線を画したものと捉えている。「即ち、商社は株仲間とは異り、一つの功利的結合であり、企業團體であった。……（中略）……。商社が通商會社を経て、為替會社より資金

の融通を受け得る事を利益とし、此の點のみを眼目として通商司の勧説のまゝに結成せし如くである³⁷」としている。株仲間との関係を正すことの是非は兎も角、通商會社の下に濫立した商社の設立目的がそのようなものであれば、資金を市中に提供して経済の発展を促そうとする政府の目論見が破綻するのは目に見えている。

宮本氏の、株仲間と商社の関係に対する認識についての評価は、紙面の関係上、本稿においては避けるが、兎にも角にも政府の動きは地域によって異なった点で注目する価値がある。つまり、前述した「商社」が何故衰退したかという根拠に挙げた、商社解放令は、つまりは、この市中商社の禁止令である。しかし、東京においては1871（明治四）年11月13日に株仲間株式に関する新しい規定を設け³⁸、大阪においては1872（明治五）年4月17日、株仲間を解散させたのである。

「去ル戊辰之年、從前之通仲間取結び度趣を以、名前帳差出候所、其砌ハ兵馬騒擾之央ニして諸事御規則も不相立事ニ付、其儘預り置、敢而聞届る譯ニハ無之所、依然從來之舊習を襲ひ、私に仲間を結び、株式同様戸數を限り、其敷ハ株を賣買し、偶同業を營む事を肯んずるときハ、加入金或ハ仲間振舞杯唱へ、無謂許多之出財致させ候義有之趣、言語道斷之所業、以之外の事ニ候、元來人各營生之為、銘々の力次第適意之業を働くにハ、官府といへども無故して是を拒むの理あるものにあらず、況や同一體の人民、決て他人營生の業を束縛し、幸福を計るの妨を成すべき謂われあらんや、然るに府下不開之商民、舊來之惡習より、動もすれバ一己の私利を計らん為、他人の己と同業を開く事を妨げ、中間連結して物價を騰貴せしむるに至る、その弊押而府下之疲弊をいたし、諸人の苦ミと相成、開化文明の今日、有間敷筋ニ付、自今諸仲間と唱候類ハ、總而解放申付、兼而差出有之諸仲間名前帳ハ、悉皆燒捨候、就而ハ、是迄仲間承知之上ならでハ開業不相な業體も、以後ハ勝手ニ相營不苦候條、精々手廣ニ廉直を旨とし、世上之為諸物を融通せしむる心得可為肝要候、尤も左之業體ハ兼而府令達置候通、一々願出、免許を可請儀と可相心得候事

- | | |
|------------|----------|
| 一 諸酒造渡世 | 一 醬油造渡世 |
| 一 紋油渡世 | 一 諸宿屋渡世 |
| 一 質屋渡世 | 一 古手屋渡世 |
| 一 古道具渡世 | 一 諸川船持之者 |
| 一 遊女屋渡世 | 一 回船所持之者 |
| 一 諸車持之者 | 一 魚問屋渡世 |
| 一 魚渡世 | 一 料理屋渡世 |
| 一 蒲鉾屋渡世 | 一 鮎屋渡世 |
| 一 大工職 | 一 左官職 |
| 一 屋根葺職 | 一 船大工職 |
| 一 髮結渡世 | 一 車製造職 |
| 一 種痘醫業 | 一 諸著述書上木 |
| 一 分析業 | 一 牛馬賣買渡世 |
| 一 芝居其外諸興行物 | 一 借馬渡世 |
| 一 蠶種紙製之者 | |

右業體之中、是迄行司有之分ハ、當分從前之通据置候得共、決而仲間と不可心得、畢竟行司ハ、其同業中ニ諸傳達取扱、冥加金・上納物等、辨利之為設け置候儀ニ付、此旨相心得、他人之開業、止

業を差障る等之儀無之様可致候，若行司之中，右様之物有之候ハヽ，速に可申出事
一 行司之中，同業より不明之入費等取立候もの有之趣ニ相聞ヘ，右者同業中之為諸用辨致す儀ニ付，迷惑不相掛様，相當之手當ハ一統より可差出筋ニ候得ども，聊たりとも不明之取立ハ不相成候條，以後正路之取計可致候，尤も當府より手當差遣候文ハ，一切取立不相成候事
一 此度解放申付候諸仲間，若私ニ連絡し，人の開業を妨ぐる等の事あらバ，不包可申出事⁽³⁹⁾」となつた。

そしてここにも「株式」が登場する。しかも東京における新規定の中では「株」と「株式」が混在しているのである。1872（明治五）年8月5日の国立銀行条例公布まで4ヶ月，1873（明治六）年6月11日の第一国立銀行創立まで1年2ヶ月の時期にである。

ii 翻訳の筋 — 福地源一郎『會社辨』まで —

幕末に『会社』という概念の導入の必要性を感じた幕府の官僚，思想家，明治政府の役人等により，翻訳，欧米体験記が書かれ，その書物による啓蒙活動は国内の経済活動に大きな影響を及ぼした。が，何事も初めての体験という環境下，現実の経済活動においては，そのまま順調に推移するどころか，会社，商社は右往左往し，破綻する会社，商社が数多く出てくる始末であった。

すると，政府からは本来の字義を優先させる翻訳から，現場に即した，政策的な訳出による翻訳書が出てくる。福地源一郎抄訳『會社辨』がそれであるが，そこまでにいたる翻訳の進展過程を確認しておきたい。

日本に『会社』という概念を導入しようとした最初の人物は，1860（安政七）年1月（陰暦），ときの権力者，大老井伊直弼はに抜擢され，遣米使節団に監察という立場で当時のアメリカを訪れた小栗上野介（当時は豊後介）忠順であった。小栗は帰国後，外国との貿易を有利に行うべく，前述した「兵庫御開港に付商社取建方并御用途金見込之儀申上候書付」を幕府に建議した。その中に有名な「商社西名コンペニー」という表現がある⁽⁴⁰⁾。

福澤諭吉は，1866（慶応2）年，『西洋事情』を著す。そこにおける「商人会社」においては「一 西洋ノ風俗ニテ大商賣ヲ為スニ一商人ノ力ニ及バザレハ五人或八十人仲間ヲ結テ其事ヲ共ニス之ヲ商人會社ト名ツク既ニ商社ヲ結メハ商賣ノ仕組元金入用ノ高年々會計ノ割合等一切書ニ認メテ世間ニ布告シ「アクション」ト云ヘル手形ヲ賣テ金ヲ集ム其法、例へハ商賣ノ元金百萬兩入用ナレハ手形百萬枚作リ一枚ノ價ヲ一兩ト定メ自國他國ノ人ニ拘ラス此手形ヲ買フモノニハ商社ヨリ年々四五分ノ利息ヲ拂ヒ且其商賣繁昌シテ利潤多ケレハ右定タル利息ノ外ニ別段ノ割合ヲ與フヘシトノ約束ヲ為ス或ハ商社ニテ速ニ金ヲ集メント欲スルキハ定價一兩ノ手形ヲ三歩ヌハ三歩ニ朱ニテ賣ルモノアリ手形ヲ買タル者ハ商社ヨリ隨意ニ元金ヲ取返スヲ得スト雖モシ一時ニ金ノ入用アレハ世間相對ニテ手形ヲ賣ルヘシ且其商賣ヨク繁昌シテ年々定式ノ利息ノ外ニ別段ノ割合多ケレハ手形モ自カラ高價トナリ最初百兩ニテ手形百枚ヲ買タルモノモ世間賣買ノ相場ニテ百三四十兩ニモ賣ルヘシ商人會社ヲ結フニ其政府ニ告ケ官許ヲ受ケサレハ行フヘカラサルモノアリ即チ鉄路ヲ造り傳信線ヲ通シ通船ノ川ヲ掘ル等總テ其國ノ土地ニ關ルモノ是ナリ此類ノ事ヲ為ス者ハ先ツ政府ニ願ヒ官許ヲ受ケテ後初テ手形ヲ賣ル可シ官許ヲ受タル商社ハ分散スルヲ得ス若シ此商社分散スルキハ其賣タル手形ノ代金ヲ政府ヨリ償フノ法ナリ故ニ初メ商社ヨリ政府ニ願フニモ其元金ニ相當スヘキ

引當ナケレハ官ヨリ商社ヲ結ヒ手形ヲ賣ルヲ許サス○又商社ニ自分ノ元金アレ托商賣ヲ企ルニ足ラスシテ其不足丈ケヲ手形ニ作り金ヲ集ルアリ其法手形ヲ買タル者ニ定リノ利息ヲ拂ヒ年々別段ノ割合ヲ與フルハ上ニ云ヘルモノト異ナルヲナシト雖托此商社ハ既ニ金ヲ集メテ事ヲ始レハ其時ヨリ年々手形ノ元金ヲ返ス譬ヘハ手形千枚ヲ賣レハ年々五十枚宛ノ元金ヲ拂ヒ二十年ニテ元金皆済トナリ商賣ノ株ハ全ク商社ノ有トナルナリ手形ノ元金ヲ拂フ法、手形千枚アレハ千枚ニ番号ヲ附テ毎年闇ヲ取り此闇ヲ當ル者ハ初メ手形ヲ買タル丈ケノ元金ヲ受取り商社ノ組合ヲ離ル故ニ此手形ヲ世間相對ニテ賣買スルキ其元金ヨリ高價ニ買フモノアレ托若シ之ヲ買テ其年或ハ翌年ニモ右ノ闇ニ當リ手形ノ元金ヲ受取テ商社ノ組合ヲ離レハ高價ニ買ヒシタケ其者ノ損亡トナルナリ

右ハ西洋各國ニ行ハル、商社ノ通法大略ナリ總テ商船ヲ造テ外國ト交易シ飛脚船ヲ以テ世界中ニ往来シ為替問屋ヲ設テ各國ト互ニ取引ヲ為シ鉄路ヲ造リ製造局ヲ建テ瓦斯燈ヲ設ル等ノ大商賣ヨリ國內ノ諸商賣ニ至ルマテ皆此商社ノ為ス所ナリ⁴⁰」とした。

実は、この「商人会社」は有名なわりに内容には不明確なものがある。最近出版された、『福澤諭吉著作集』第1巻「西洋事情においては、編者により語注がついているのであるが、そこではアクションを「株式、株券(action[仏])」とするものの、元金・手形を「前者は資本金または債権の元本、後者は債権⁴¹」としている、語注に従えば、株式を言っているのか社債のことを言っているのかわからなくなり、文章の脈絡は取れなくなる。この点について、馬場宏二氏は基本的に全体をとおして株式と捉えた上でこのような混乱を招いた原因を「福澤の理解力がまだ不十分であった⁴²」としている。

しかしながら、評判を呼んだこの著作の影響、およびそれを利用しようとした政府の勧奨により、日本に商社が乱立するきっかけとなったことは否定できない。

しかし、前述のとおり、商社、市中商社には玉石混交の状況となり、ついには「商社」が消えていくこととなったことは前述したとおりである。さらに、これ以降、株式の券面を株手形と呼ぶ会社、商社が増えたことも特筆すべきことである。

『西洋事情』が発刊された翌1867（慶應3）年には神田孝平訳による『経済小学』が発行された。原本は W. Ellis による Outlines of Social Economy で最初の経済学書の翻訳とされる。そこでは求取（需要）、金館（銀行）、工費（生産費）、工人又は雇作（労働者）、雇直（賃金）、財主（資本家）、財本（資本）、作業（労働）、相迫（競争）、畜積（財又ハ富）、品位（價格）、利分（利）といった訳語においては、時代が昭和に入ったころにはすでに使われない訳となつており⁴³、福澤にしても神田にしても、西洋の概念の日本に導入しようとする際に、翻訳上新たな訳語を創出して紹介をしようとしたものの、その訳出が困難だったことが伺える。

とにもかくにも、ここまで翻訳書には「株式」という用語は出てこない。そして、『會社辨』である。

この抄訳において、「會社」について「會社は西洋諸州皆バンクと云、一體バンクと云語は以多利語のバンコの轉訛にて腰掛の事なり、昔西洋にて交易の道初めて開けたる時、以多利國の豪商等日々交易の場所に來り、腰掛に坐して金銀を貸附けるを以て職分としたるより、諸人みな金貨をしてバンク、バンクと呼び通語となり、轉して會社の通名と鳴ると云ふ。⁴⁴」とするも、解題においては「銀行といふ訳語は濫澤、福地の案出したものと伝へられて居るが、（これには多少反対論もある）この時には右の両氏の著書共、未だ銀行の訳字を採用して居らず、前述の如く寧ろ反対に

銀行といふよりも會社と訳した方がよろしいといって居る位である⁽⁴⁷⁾」とされているところから、「銀行」という用語の認識があったにもかかわらず、その意図は判明しないものの、故意に會社と訳出し、しかもそれを正当化している。

そして、『會社辨』に「株」、「株式」が登場する。「會の大小に應し財本の高を割り、何百兩又は何千兩を以て一株と定むへし、之を會社の株と唱ふ。⁽⁴⁸⁾」という一方で、「株式」という表現が出てくるのである。

「扱蘇格蘭には仕送り貸附と云う法あり、至極良法と稱ゑる其法左の如し。

一 會社より仕送りを得んと欲する者は請人を立、所持する地面或は株式を書入となし、何百兩迄は借用いたす義勝手たるへしと約す。⁽⁴⁹⁾」

という部分以降、4箇所出てくる。『會社辨』においては「株」と「株式」が混在するわけであるが、これは使い分けなのだろうか。文脈上は使い分けを認識できない。

前述したとおり、国内の布達の中には明治に入っても株仲間の「株」を「株式」と表現していることを考えれば、この『會社辨』がいう会社の「株」は株仲間の「株」であり、「株式」である。留意しなければならないのは、念頭にあった株仲間は江戸時代の株仲間ではなく、明治時代になって、その営業特権や閉鎖性を取り払った株仲間であるといえよう。ただ、それでも株仲間は廃止させられてしまったことは前述のとおりである。

資本の集中を伴う会社組織を国内に知らしめ、機能させるためには、本来の字義を多少捻じ曲げても分かりやすく、受け入れやすいものとした『會社辨』の功績である。

政府は1872（明治五）年4月25日、この苦しい対応を推し進めるために、「會社・商社設立趣意ノ周知」を申渡し、その中で「方今世に行ハルゝ會社・商社ハ、從前之仲間とハ全く主意相違之儀ニ而、右ハ心の合たるもの申合せ、衆力を合一して其職業を盛大にし、門外諸國と有無を交易し、世上の為に諸物を融通せしめ、諸人の便利をなし、其業を手廣にして、大に交易を得るの良法たり、會社・商社を結ぶの大意ハ、大蔵省にて刊行なりし會社辨。立會略則といふ書籍を熟読して了解すべし⁽⁵⁰⁾」と苦しいながらも事情を説明している。

おわりに 一通商會社・為替會社の失敗から「株式」會社へ一

維新後、明治政府が先ず着手したのは産業資本主義への転換政策であった。これは欧米資本主義に対抗し、国家としての基本要件を満たすべく策定されたものであって、そのためには封建的かつ閉鎖的慣習を禁止し、資本を拡充し欧米型の企業組織を確立しなければならなかった。通商會社、為替會社は、そのような方針を具現したものであり、不完全ながらも株式会社組織を模する組織であり、両社は株式会社の先駆けであった。しかしながら、当時、一般には会社に関する知識や経験が欠けており、江戸期以来の株仲間と同一視されることが多く、設立された会社も、商人の思惑と政府の思惑が一致せず、通商會社は本来の業務の傍ら諸商社を指導・統制するという役所的な性格も持ち合わせていた。

そのため、通商會社は商人を集めた上で半強制的に設立させたものもあり、本質的には株仲間に近いものとなってしまった。個人の資本は薄弱でありながらも、株仲間制度により排他的営業特権をもって事業經營していた商人からすれば、時の政府の思惑とは衝突することも多々あった。

そのような商人の感覚からすれば、誰でも出資に参加でき、会社を設立するというようなことは理解し難いものがあったに違いない。通商會社が短期間のうちに破綻したのも無理はない。

一方、為替會社は銀行に類する業務を執行していた。つまり、通商會社傘下の諸市中商社に対し、為替、両替、貸付、預金等の業務を行った。しかしながら、為替會社もその組織や業務において当初の構想とは乖離したものとなり、政府による干渉も激しく、通商會社と共に短期間のうちに頓挫した。

実体経済を担う商人との思惑のズレは、誕生間もない政府にとって大問題であり、そのため、当初、株仲間は改革の対象とはならなかつたが、時を待たずして方針が転換される。政府は株式会社中心の経済への転換を図るが、上述のとおり、当初首尾よい結果をもたらすことは出来なかつた。そこで「会社辨」により、株式会社制度の浸透を図るべく、それまでいかに廃止させるかという対象であった「株」「株式」を用いて、商人の抵抗を和らげ、実質的な変革を図るという手段がとられた。

「株式」会社の名前の由来である。

-
- (1) 詳しくは、馬場宏二『会社という言葉』大東文化大学経営研究所、2001年 を参照のこと。
 - (2) 穂積陳重『続法窓夜話』1936年、岩波書店において、「会社」の語源は福澤諭吉の『西洋事情』にあるとし、加藤尚文『日本経営史料体系 第2巻 政策制度』三一書房、1990年 においても「「会社」の名付け親－福澤諭吉」(p. 13－14)として項をたて、福澤諭吉の『西洋事情』のなかの「商人会社」の部分を引用している。
さらに、菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』経済評論社、1966年 においては「商社即ち商人会社のこと」として同じ部分を引用している。いかに「会社」、「商社」ということばについての吟味がなされていなかつたのかが伺える。
 - (3) 馬場宏二 前掲書 大東文化大学経営研究所、2001年 p. 124
 - (4) 詳しくは、高村直助「書評 馬場宏二著『会社ということば』」『経営史学』第37巻第3号 2003年 p. 97－99 を参照のこと。
 - (5) 高村直助 同上書, p. 99
 - (6) 高村氏は県治条例の細則である県治事務章程上款第22条に「諸会社を許す事」とあり、この表現により「営利企業の呼称は「会社」といわば公定され」たとし、「会社」という呼称の普及に現実に大きな意味を持ったといえるのではないであろうか」という（高村直助 同上書, p. 99）。
 - (7) 詳しくは、宮本又次『日本ギルドの解放－明治維新と株仲間－』有斐閣、1957年 を参照のこと。
 - (8) 京都町触研究会『京都町触集成』第十三巻 岩波書店、1987年, p. 545
 - (9) 詳しくは、神田孝平訳「泰西商會法則」明治文化研究會『明治文化全集』第十二巻、日本評論新社、1929年 p. 474－478 を参照のこと。
また、1876（明治9）年の三井銀行創設に際し、三野村利左衛門による創立之大意の中では、「會社の體數種アリ就中無名會社ヲ善良トス」（三井銀行『三井銀行五十年 史』1926年 p. 33）として株式会社に代わる表現をしている。

- (10) 小林和子『株式会社の世紀』日本経済評論社, 1995年 p. 6
- (11) 小林和子 同上書 p. 7
- (12) 小林和子 同上書 p. 11
- (13) 岩井克人『会社はこれからどうなるのか』平凡社, 2003年 p. 53–54
- (14) 詳しくは、宮本又次『株仲間の研究』有斐閣, 1938年 p. 41–42 を参照のこと。
- (15) 詳しくは、宮本又次 同上書 のほか、林玲子『江戸問屋仲間の研究』御茶ノ水書房, 1967年等を参照のこと
- (16) 宮本又次 同上書 p. 61
- (17) 宮本又次 同上書 p. 333
- (18) 詳しくは、東京都『東京市史稿』産業篇第34 東京都 p. 771–774 を参照のこと。
- (19) 明治維新以降の項目も含まれて入るもの、東京都『東京市史稿』事項別目次索引を見ると、「株式」7項目に対し、「株」は58項目掲載されている。
- (20) 以下、大阪における布令は大阪府史編集室『大阪府布令集』一 自慶應四年 至明治六年 大阪府, 1971年 に拠る。
- (21) 大阪府史編集室 同上書 p. 1
- (22) 大阪府史編集室 同上書 p. 9
- (23) 大阪府史編集室 同上書 p. 18
- (24) 宮本又次『日本ギルドの解放—明治維新と株仲間—』有斐閣, 1957年, p. 51 原資料は『布令書』從慶應三年 丁卯十二月至明治元戊辰六月 京都府藏
- (25) 京都町触研究会 前掲書 p. 188
- (26) 京都町触研究会 同上書 p. 191
- (27) 大阪府史編集室 前掲書 p. 31
- (28) 明治財政史編纂會『明治財政史』第十二卷 吉川弘文館, 1972年（3版）p. 327–328
- (29) 大阪府史編集室 前掲書 p. 64
- (30) 大阪府史編集室 同上書 p. 70
- (31) 大阪府史編集室 同上書 p. 86
- (32) 大阪府史編集室 同上書 p. 136
- (33) 明治財政史編纂會 前掲書 p. 328 尚, 1971（明治二）年3月19日に商法司が廃止されると同月29日には、「此度商法司被廢候處、諸商賣仲間之儀者、先當分右御廢止以前之通被立置候條、名前切變等之儀有之者、書付を以當府可申出候事」と商家の動搖を抑える目的の処置がとられている。
- (34) 明治財政史編纂會 同上書 p. 331
- (35) 宮本又次『株仲間の研究』有斐閣, 1938年 p. 387 ここでいう外国貿易商社は、貿易による輸入および輸出業者によって結成され、市中商社は一般商品、諸國諸税品売捌商社は諸藩の特産品の販売を取り扱い、諸國產物商社は大阪以外の設立されたものであった。
- (36) 大阪府史編集室 前掲書 p. 194–195
- (37) 宮本又次 前掲書 p. 389
- (38) 「諸商賣之儀、前々ヨリ株式又ハ仲間規定等有之候處、種々舊弊モ有之ニ付、去ル辰年 中府

下一般株式等廢止シ都テ商業勝手次第相成來候處，當府ノ儀ハ，元來外地方ト違ヒ，地產類無之，諸品トモ諸國ヨリ幅輿致シ候ニ付，第一輸出入諸品高取調ハ勿論，耀羅之區別無之，眼前狡猾ノ姿ニ成行，追々諸式元高ニテ下々難澁之趣モ有之，且又出產國々江對シ不信ノ取計方等モ有之哉ニ相聞，加之同商救助ノ道無之，相互ニ欺合候様ノ風儀ニテ，兎角自私孤立ノ商業ニ付，一時ノ不利ヨリ終ニ破産ニ立至リ候者モ不少，夫是ヲ以テ不都合ノ儀ニ付，向後左ノ通り相心得，業體眞實ニ相成候様可致，尤仲ケ間申合等ニテ締賣締買ハ勿論，不正ノ取引等致，或ハ仲ケ間規則等相背キ，業體ニ不似合ノ所有之ニ於テハ嚴重ニ可申付條，心得違無之様可致事

一、諸問屋仲間規則 申合可伺出事

但是迄商屋名義無之商業ハ，問屋相立候共，又ハ組合仲ケ間相立候共，便利次第イツレニモ締リ付候様仕法可伺出事

一、問屋並組合仲ケ間相立候向ハ，鑑札相渡候間，可伺出事

一、舊來問屋株ノ者ニテモ，有名無實ノ者ハ時宜次第相除キ，或ハ是迄問屋株式無之モノニテモ，身元身代相當ノ者ハ改メテ印鑑相渡可申事

一、今般商業ノ儀ニ付談合會議ノ節ハ，都テ第一大區町會所ニテ集合可致，尤モ他席江集會致シ，冗論二日ヲ費シ，又ハ無益ノ失費等相掛候様ノ儀堅ク不相成事」（三井高雄『新稿両替年代記關鍵 卷一 資料篇』柏書房，1971年 p. 510）

- (39) 大阪府史編集室 前掲書 大阪府，1971年 p. 511—513
- (40) 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』経済評論社，1966年 p. 75
- (41) 福澤諭吉『西洋事情』卷之一 尚古堂發兌 1866年，p. 17—19
- (42) 福澤諭吉著マリオン・ソシエ，西川俊作編『福澤諭吉著作集』第1巻 西洋事情 慶應義塾大學出版会，2002年 p. 27
- (43) 福澤諭吉著マリオン・ソシエ，西川俊作編 同上書 p. 27
- (44) 馬場宏二 前掲書 p. 44
- (45) 吉野作造「『經濟小學』解題」明治文化研究會『明治文化全集』第十二巻經濟篇 日本評論新社，1929年 p. 3—4 を参照。
- (46) 福地源一郎「會社辨」明治文化研究會 同上書 第十二巻經濟篇 日本評論新社，1929年 p. 97
- (47) 尾佐竹猛「『官版會社辨』『官版立會略則』解題」明治文化研究會 同上書 第十二巻經濟篇 日本評論新社，1929年 p. 8
- (48) 福地源一郎 前掲稿 p. 97
- (49) 福地源一郎 同上稿 p. 108
- (50) 大阪府史編集室 前掲書 p. 525